

介護保険サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。））を担当する者又はこれらの者であった者（以下「サービス事業者等」という。）に対して京都市が行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る介護給付等対象サービスの内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 サービス事業者等に対する指導は、次の各号に定める介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
- (7) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- (8) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (9) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

- (10) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (11) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- (12) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (13) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (14) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (15) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (16) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (17) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (18) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (19) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）

（指導体制）

第3条 指導は、保健福祉局の職員等が、所属長の指示を受け実施する。

（指導形態）

第4条 指導形態は、次の各号のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、京都市が指定、許可の権限を持つサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により行う。

（2）運営指導

運営指導は、次の形態により、原則、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 京都市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 京都市が厚生労働省と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象）

第5条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

なお、法第71条第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）において、サービス事業者等としての指定があったものとみなされた事業者のうち、介護保険サービスを行わない事業者（以下「みなし事業者」という。）は、指導対象としない。

1 集団指導の対象

全てのサービス事業者等（みなし事業者を除く。）を対象に行う。

2 運営指導の対象

全てのサービス事業者等（みなし事業者を除く。）のうち、次の各号のとおりとする。

(1) 一般指導

毎年度、別に定める介護保険サービス事業者等指導監査実施方針に基づき選定したサービス事業者等

(2) 合同指導

一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定

(指導方法等)

第6条 指導方法等は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ文書等により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、必要な情報提供に努める。

(2) 運営指導

ア 運営指導体制

運営指導は、2名以上の指導班を編成し実施する。

イ 運営指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により当該サービス事業所等に通知するものとする。

(ア) 根拠規定

(イ) 日時及び場所

(ウ) 担当者

(エ) 準備すべき書類等

ウ 事前資料の提出

運営指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求める。

エ 指導方法

運営指導は、第2条に定める指導方針に基づき、施設・設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

オ 講評

運営指導の結果については、運営指導終了後、現地においてサービス事業者等の責任者

等に対して、口頭で講評を行う。

(指導結果の通知等)

第7条 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によってその旨の通知を行う。

2 当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第8条 運営指導を実施中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに介護保険サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行う。

(1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(京都府等への情報提供)

第9条 指導結果及び改善報告書の内容については、必要に応じ、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に情報提供する。

(指摘に伴う自主返還)

第10条 サービス事業者等に対する運営指導において、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合、指摘を行った事項について、全要介護者等に係る介護報酬等を対象に5年間について、自主点検のうえ、その結果の報告及び自主返還を求める。

2 該当する保険者に対し、当該サービス事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。

(法に基づく権限行使)

第11条 第6条から前条までの規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(介護予防・日常生活支援総合事業に係る指導)

第12条 京都市が指定若しくは委託する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者に対する指導については、本要綱又は当該協定書若しくは当該委託契約書に基づき、サービス事業者等に

対する指導に準じ、次の各号に定める事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- (2) 京都市介護型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (3) 京都市生活支援型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (4) 京都市支え合い型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (5) 京都市介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (6) 京都市短時間型デイサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (7) 京都市短期集中運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する要綱
- (8) 京都市第1号介護予防支援事業実施要綱

(委任)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。